平成２３年（フ）第６７７号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目16番６―205号
債務者　吉田　竜也
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８０号
北九州市小倉北区熊谷４丁目14番10号
債務者　松下　民子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８２号
北九州市若松区二島５丁目５番10号
債務者　デオデオ高須店丸伊電器こと　丸伊　悟
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８３号
北九州市若松区二島６丁目１番39号
債務者　村上　重信
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８４号
北九州市八幡西区上の原２丁目１番２―408号
債務者　赤池　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６９６号
北九州市小倉北区城野団地１番2334号
債務者　眞鍋　峰子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６９７号
北九州市八幡西区市瀬１丁目８番14号
債務者　平田麻利子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１７２号
青森市大字幸畑字松元37番地94
債務者　赤石　　榮
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
青森県三戸郡階上町蒼前東４丁目６番地416
債務者　佐々木美帆
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
福島県いわき市内郷白水町入山56番地の16
萩原方、住民票上の住所福島県いわき市内郷高坂町１丁目48番地の２　高坂ハイツ102
債務者　原下　法夫
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５５号
福島県いわき市平中平窪２丁目５番地の６
債務者　高橋かおり（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１４４号
山口県防府市新橋町７番28号　ハイネス８―７号室
債務者　田中　敏夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４３２号
千葉県市川市国府台４丁目５―49―305
債務者　大口　輝美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４７７号
東京都品川区西品川３丁目16―12
債務者　吉田智子こと　李　　仁相
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５０４号
千葉県柏市塚崎1325　塚崎団地８―403、住民票上の住所千葉県柏市明原２丁目３―14―305
債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５０６号
東京都品川区南大井１丁目14―８
債務者　小泉　昌嗣
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５１４号
埼玉県所沢市小手指町４丁目20―８―101
債務者　櫻庭　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部